

沖縄自動車道 利用促進協議会会則（案）

（設置の目的）

第1条 鉄道がなく交通渋滞が大都市並みに著しい沖縄県内において、唯一の高速移動手段である沖縄自動車道の利用促進を図ることにより沖縄県内の道路交通の円滑化を目指し、併せてETC利用促進を図ることにより県民及び観光客の移動や物流における定時・速達性の確保、料金所での渋滞・料金所渋滞に伴う事故減少による安全性の確保ならびに環境負荷軽減による持続可能な社会を実現することを目的として、沖縄県及び西日本高速道路株式会社を中心とした関係機関の連携・協力を推進するため、「沖縄自動車道利用促進協議会（以下、「協議会」）」を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- （1）沖縄自動車道の利用促進に関する事項
- （2）沖縄自動車道のETC利用率向上に関する事項
- （3）その他、協議会の設置目的を達成するために必要と認められる事項

（組織）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために必要な関係機関をもって組織する（別表1）。

- 2 協議会には、座長1名を置く。
- 3 協議会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の総意をもって決する。
- 4 別表1における委員が協議会に出席できない場合は、座長及び事務局に予め申し出るにより、代理者が出席できるものとする。
- 5 関係機関または委員を追加する場合は、協議会において決定するものとする。

（座長）

第4条 座長は、委員の互選により選出され、職務は次のとおりとする。

- 2 座長は、会務を総括するとともに、協議会の議事進行を行う。
- 3 座長は、協議会の開催にあたって会員を招集する。
- 4 座長は、協議会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、協議会に会員以外の出席者を求めることができる。

（議事の公開）

第5条 協議会后に、協議会資料、議事概要を事務局にて公表する。ただし、座長が必要と認める場合には、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 協議会の円滑な運営を図るため、報道機関によるビデオ収録、録音、写真撮影等は冒頭の挨拶までとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課及び西日本高速道路株式会社九州支社企画調整課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は座長が別に定める。

附則

この会則は、令和4年6月28日から施行する。

別表1

組 織	役職名
沖縄県 企画部 交通政策課	課 長
沖縄県 土木建築部 道路街路課	課 長
西日本高速道路株式会社 経営企画本部 経営企画部	次長 または 担当課長
西日本高速道路株式会社九州支社 九州支社 総務企画部 企画調整課	課 長
西日本高速道路株式会社 九州支社 保全サービス事業部 サービス課	課 長
西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄高速道路事務所	所 長
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課	課 長